

平成27年(2015年)11月16日  
政策会議資料  
消防本部 総務予防室総務課

## 救急隊増隊について

### 1 概要

全国的に救急需要が増加するなか、本市にあっても救急件数が年次的に増加しており、今後も超高齢社会の進展等に伴い、さらに救急需要の増大が見込まれます。

救急救命体制の充実強化と、市民サービス及び救命率の向上を図るため、本市の救急隊について、平成30年4月までに新たに2隊を増隊し、現行の7隊から9隊とするものです。

### 2 増隊の必要性について

#### (1) 救急体制の現状と推移

以下ア～エは平成26年実績値

ア 救急件数：17,159件 搬送人員：15,489人

※いずれも過去最高でこの20年間で倍増

イ 65歳以上の高齢者の搬送数：8,413人

※平成24年以降は搬送人員の50%以上

ウ 現場到着時間：5分34秒(平均)

※平成20年の7隊目増隊時(5分07秒)から年次的に延伸

エ 非常用救急車の出動回数：175回

※平成16年(47回)の3.7倍

※(非常用救急車の出動とは)常備7隊の救急車がすべて出動時に常備救急車以外の消防車両で救急出動すること

オ 国の基準(「消防力の整備指針」)によると、本市の救急隊基準数は10隊

※救急隊充足率(7隊/10隊)：70%

※10隊目の救急隊は、9隊目を整備後、その効果と人口及び救急件数等の動向を見極め検討

(2) 救急件数及び搬送人員の将来予測

- ア 国立社会保障・人口問題研究所によると、平成32年から平成52年までに総人口は35万人から31万人まで減少
- イ 年少人口と生産年齢人口は減少するが65歳以上の老年人口は増加
- ウ 平成32年以降：救急件数も搬送人員も減少することなく微増

(3) 増隊による効果

- ア 現場到着時間の短縮
- イ 非常用救急車の出動件数の削減

3 吹田市職員定数条例の改正について

(1) 消防職員の増員

救急隊1隊につき必要な人員は10人

(2) 消防職員の定数と吹田市職員定数条例の改正

ア 現行の条例定数 332人

【条例定数内】

(ア) 正職・常勤再任用職員 332人

【条例定数外】

(イ) 平成20年10月に増隊した7隊目救急隊分 10人

※現状は、短時間再任用職員13人で運用

(ウ) 平成23年に大阪府から権限委譲された消防保安三法分 1人

※現状は、短時間再任用職員1人で運用

イ 吹田市職員定数条例の一部改正を平成27年12月定例会で提案

※現行の条例定数332人+31人=363人へ改正する

(ア) 条例定数外となっている人員分として +11人

(イ) 平成29年4月運用開始予定 8隊目の救急隊分として +10人

(ウ) 平成30年4月運用開始予定 9隊目の救急隊分として +10人

合計 31人

4 救急隊配置（案）について

8隊目は南消防署へ、9隊目は中消防庁舎へ配置

5 事業費について

(1) 1隊あたりの整備関係費について（平成28年度当初）

ア	高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材	36,789千円
	（※緊急消防援助隊設備整備費補助金	13,296千円）
イ	既存庁舎の改修 仮眠室の整備等	8,280千円
ウ	消防指令システム及び関連機器の整備等	10,858千円
	合計	55,927千円

財源内訳：一般財源	21,531千円
国庫支出金	13,296千円
地方債	21,100千円

(2) 1隊あたりの人件費について

1隊あたり年間 83,520千円

※職員の標準人件費 8,352千円（平成27年度予算ベース）×10人

(3) 予算額（見込み）

（千円）

	平成28年度当初	平成29年度当初	平成30年度当初
整備費	55,927	45,228	0
人件費	41,760	125,280	167,040
合計	97,687	170,508	167,040

※平成28年度人件費：1隊あたり83,530千円×1/2（10月～半年分）

※平成29年度の整備費が平成28年度より安価となるのは、仮眠室及び指令システムの整備形態が異なるため。

6 今後のスケジュールについて

平成27年	12月定例会	職員定数条例改正の提案
平成28年	3月定例会	8隊目救急隊増隊に係る当初予算の提案
平成28年	6月	職員採用試験（10月採用後、半年間消防学校）
平成29年	4月	8隊目救急隊運用開始
平成29年	3月定例会	9隊目救急隊増隊に係る当初予算の提案
平成30年	4月	9隊目救急隊運用開始

以上